

13 環境省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	補充提案・制度提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1320010	狩猟免許試験において、試験項目の一部を免除すること。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第53条	狩猟免許試験は、狩猟免許の種類ごとに異なる事項について行うこととされている。 ① 狩猟について必要な技能 ② 狩猟について必要な知識 ③ 狩猟について必要な知識		狩猟免許試験の実施項目における、「狩猟において必要な技能」に係る課題の大部分は、銃器の安全な取扱いについての項目であり、「銃器の安全な取扱い」に関する項目は、銃器の安全な取扱いに関する項目であり、銃器の安全な取扱いに関する項目は、銃器の安全な取扱いに関する項目であり、銃器の安全な取扱いに関する項目は、銃器の安全な取扱いに関する項目である。	提案理由: 本県においては、シカ及びイノシシ等による農林業被害が大きく、有害鳥獣捕獲や個体数調整を実施するためには狩猟者の確保が喫緊の課題となっている。そのため狩猟免許所持者、とりわけ第一種銃器免許所持者を増加させる必要があることから再提案するものである。	I	銃器を用いた狩猟において、一般人を巻き込んだ死亡事故を含む重大事故の発生等が依然としてある実態に鑑み、安全な狩猟を実現する上で、銃器の基本操作に関する事項である「銃器の点検・分解結合・保持及び携行」を始めとする一連の試験項目は狩猟免許を所持するに足る技能を有するものであるかを判断するために確実に確認すべき基本的な項目であることから試験科目から除外することはできない。 出陣した現場においては、常に「銃器のトラブルにより銃器の分解」、「後陣の際の目録まわり等による銃の分解・弾の抜き取り」等の操作を行う必要があるが生じる可能性がある。銃器の点検・分解結合・保持・取付等の基本操作は、鳥獣保護法に資して野営で安全に銃器を使用する際の、基本的で極めて重要な技術であり、鳥獣保護法の視点に立った検査項目である。 さらに、当該試験項目に要する時間や実施者の負担が多大であると認められず、負担軽減になるとは考えられないことから、このような基本的で重要な項目を除外することは適当ではない。 なお、以上のように試験項目の除外は認められないものの、環自野発第70323004号自然環境局野生生物課長通知において技術的助言がなされている技能試験要領が現行制度においても都道府県の裁量において実施されているところも踏まえ、試験時間の短縮について、配点、具体的な試験手法の変更をするなどの柔軟な運用によって可能である。	1030070	兵庫県	兵庫県	環境省		
1320020	鳥獣保護区において狩猟期間中に捕獲許可を受けずに特定鳥獣を捕獲できるようにする	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第28条	都道府県知事は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、鳥獣の種類や鳥獣の志息の状況を勘案して、鳥獣の保護のため重要と認める区域を鳥獣指定鳥獣保護区として指定することができる。		鳥獣保護区のうち、特定の鳥獣(シカ、イノシシ)の個体数が増加して農林業被害が発生している地域で、知事が指定した区域内においては、わなで捕獲する場合に限り狩猟期間中の捕獲許可を不要とする。	鳥獣保護区は、鳥獣の捕獲が禁止されている鳥獣保護区において、特定鳥獣(シカ、イノシシ)の個体数が増加して農林業被害が発生している地域で、知事が指定した区域内においては、わなで捕獲する場合に限り狩猟期間中の捕獲許可を不要とする。 なお、他の鳥獣の保護を図りつつ、被害を与えるシカ、イノシシのみについて区域、期間、捕獲手法(わなに限定)を限定して行うことから、鳥獣保護区の指定の目的達成に支障を与えないと実施することができる。 提案理由: 本県においては、シカ及びイノシシ等による農林業被害が大きく、鳥獣保護区においても有害鳥獣捕獲や個体数調整の実施により捕獲を行っているが、許可捕獲では捕獲従事者の減少等により、十分な捕獲ができていない。農林業被害を早期に減少させるため、有害鳥獣捕獲のみでなく総合的な個体数減少に向けた取組が必要となっている。また、農林業被害の影響から鳥獣保護区の更新の際には地元同意が難しい状況も生じている。	I	鳥獣保護区は、鳥獣の大規模な生息地における鳥獣の保護、渡り鳥や希少動物の生息地の保護など、特に保護を図る必要があると認められる地域について指定しているものであり、鳥獣保護区内で狩猟を認めることについては、たとえ対象鳥獣や手法を限定するものであっても、狩猟者の自主的な捕獲行為により、当該区域に生息する様々な鳥獣の生息環境の擾乱に繋がるおそれがあり、鳥獣保護区の指定の目的達成に支障を及ぼすおそれがあることから、留意が必要と考える。 なお、現行制度においても、鳥獣保護区のかかる区域で農林水産業等の被害が出ている場合、鳥獣保護区における鳥獣の保護を図りつつ、当該鳥獣の適正な個体数調整の達成のために、区域、期間、方法等について、適切に調整した上で許可を受け、有害鳥獣捕獲を行うことが可能となっているので、兵庫県においても適正に運用されたい。	1030080	兵庫県	兵庫県	環境省		
1320030	有害鳥獣捕獲活動において、夜間(日没後から日出前まで)も銃による鳥獣の捕獲をできることとする	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第38条	日出前及び日没後においては、銃器を使用した鳥獣の捕獲等(以下「銃撃」という。)をしてはならないとされている。		シカによる農林業被害が著しい地域において、捕獲場所、射撃方法、射手の技能等の一定の要件を満たす場合に、夜間に銃撃による鳥獣の捕獲が可能である。	日出前及び日没後に禁止されている銃撃について、捕獲場所、射撃方法、射手の技能等の一定の要件を満たす場合に夜間においても銃撃を使用してシカの捕獲を可能とする。これにより安全を確保しつつ効率的なシカの捕獲を進め、また早日で捕獲隊員を確保することにより早期に農林業被害の減少を図る。 提案理由: 本県においては、シカによる農林業被害が全被害額の約半分を占め、有害鳥獣捕獲や個体数調整を行っているが未だ適正水準に達しておらず、一方、捕獲隊員の減少・高齢化等により日中の捕獲活動はこれ以上拡大できない状況にある。夜間の捕獲は効率性が期待できるだけでなく、条件を整えれば日中よりも安全に射撃できる。 代替措置: 安全性を確保するため、次の要件を満たす場合に許可を行う。①安全に射撃できる場所(獲物の背後に安全を確保できる位置、又は上から地面に向けての射撃できる位置)、時間帯に、対象動物を誘引できること、②予め設定した発砲位置から設定した射撃範囲への射撃であること、③指揮者が指示したタイミングで発砲すること、④射手は訓練等を受けた登録した者に限定。	I	日の出前及び日没後は、狩猟の対象となる野生鳥獣をはっきりと判別することが困難であり、銃の発射により人間に危害を生ずるおそれもあることから、鳥獣保護法第38条において、銃撃を行使した鳥獣の捕獲が禁止されている。このため、人間の生命・身体・安全・安心を確保する観点から困難であると考える。	1030090	兵庫県	兵庫県	環境省		

13 環境省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・制度提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の種類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	管理案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
1320040	自然公園区域における風力発電施設設置に係る規制の適用除外	自然公園法第20条第3項及び自然公園法施行規則第11条第1項	風力発電施設については、平成16年4月に、「国立・国定公園内における風力発電施設のあり方に関する基本的考え方」として審査基準に盛り込むべき事項についてとりまとめを行い、現在は、自然公園法施行規則第11条第1項に「風力発電施設の新築、増築又は増築」として審査基準の明確化を図ったところである。		国立公園内での風力発電施設設置について、風が風車の設置が周辺の風致・景観と調和すると認められる場合(山麓等に設置する場合を除く)は、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外する。	<p>本県では、2010年度の温室効果ガス排出量を2000年度から6%削減することを目標として地球温暖化対策を進めており、その対策のひとつとして、風力発電の出力を現在の43000kWから2010年度までに1070kWまで増やす計画である。このため、よい風の条件の得られる自然公園区域において、大規模風力発電施設の設置を促進する。</p> <p>提案理由: 本年1月に、わが国は、気候変動枠組条約事務局に対し、2020年までに1990年比で25%の削減目標を提出しており、今後、再生可能エネルギーの導入促進は不可欠な状況である。その方策の一つである風力発電施設の設置について、自然公園区域であっても、風車のある風車をその土地の自然エネルギーを利用した地球温暖化防止を象徴する風景ととらえ、自然公園法の風致景観に関する規制の適用を除外すべきである。</p>	Ⅱ	Ⅲ	各府省庁からの提案に対する回答 風力発電施設と風致景観との調和に対する当省の考えは、「国立・国定公園内における風力発電施設の利用に関する考え方」において、地球温暖化防止の観点から考えられてきたものであっても、大規模な風力発電施設は健全な自然環境に大きな影響を与える可能性があるため保全措置を講じる必要があるとされ、審査基準に基づき具体的な計画に即して、個別に判断するものと考えている。 また、具体的な計画があれば、当省に相談されたい。	1030100	兵庫県	兵庫県	環境省	
1320050	廃棄物処理施設(バイオマス交換施設)の設置				バイオマスの一種である下水汚泥を大量に扱う下水処理場内、同じバイオマスの一種である食品廃棄物を比較的小量扱う施設を設置する場合であっても、廃棄物処理施設としての『建築基準法』第51条等の手続きが必要となる場合がある。『建築基準法』第51条等の対象となる産業廃棄物処理施設に該当しないよう規制緩和を求める。	<p>本市では、環境先進都市をめざす上で、バイオマスの利活用によるCO2の排出抑制や資源循環を推進する重要性に鑑み、既存の下水処理場の敷地等を活用し、バイオマス交換施設を設置し、大半が未利用となっている食品廃棄物や下水処理場で受け入れている下水汚泥を発電や熱供給に利活用したいと考えている。</p> <p>しかしながら、バイオマス交換施設の設置については、現在、廃棄物処理施設として『建築基準法』第51条の規定等に基づく手続きが必要となる場合があり、遅やかな施設設置の妨げとなっているのが現状である。</p> <p>以下3点について規制緩和を求めるものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物に分類される食品廃棄物については、現状のものであっても「動植物性廃棄物」に該当することで「汚泥」には含まないこととするにより、これを処理する施設について『建築基準法』第51条の対象とする産業廃棄物処理施設とはならないようにする。</li> <li>・一般廃棄物に分類される食品廃棄物については、バイオマス交換施設に限って、『建築基準法』第51条の対象範囲をある処理能力(日)以上を緩和し、より大規模なバイオマス交換施設であっても手続きが簡素化されるようにする。</li> <li>・既存の下水処理場のように、既に大規模にバイオマスを持っている施設において、下水汚泥以外のバイオマスを使う施設を追加する場合、下水処理場として都市計画決定していることを前提として、新たな都市計画を決定することなく、バイオマス交換施設を設置できるようにする。</li> </ul>	Ⅱ	Ⅱ	一定規模以上のごみ処理施設、産業廃棄物処理施設等は、都市の中になくならない重要な供給処理施設であると同時に、周辺の市街地環境に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、都市における供給処理計画の面からも、また周辺地域の環境維持の面からも、都市内におけるこれらの施設の配置については都市計画上の観点から十分検討されたものでなくてはならない。そのため、建築基準法第51条において、その新築、増築にあたっては、都市計画決定又は都市計画審議会の議を経て特定行政庁が許可する手続きを求めているものである。 したがって、ご指摘の産業廃棄物や一般廃棄物に分類される一定規模以上の食品廃棄物を処理する施設の建設やバイオマスを使う施設を増設する場合に、周辺の市街地環境に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、設けられている手続きについて、緩和・簡素化等を行うのは適当でない。 また、下水処理場として都市計画決定を付けている区域については、下水処理場以外の建築基準法第51条対象施設を設ける場合においては、都市計画変更がないか否かの観点から都市計画決定又は都市計画審議会の議を経て特定行政庁が許可する手続きが必要である。	1057060	大阪府	大阪府	国土交通省 環境省	
1320080	エコポイント宝くじに特化した特別立法の措置				第16次経済改革特区に都市経済圏が取得済みのビジネスモデルプランに対して関係4府の国庫はすべて法外化扱いに適用との回答があった。ゆえに各府の意向に沿うためにも、立法化を図り、政府が求める地球温暖化防止および経済活性化を推進されたい。	<p>①エコポイント宝くじ特別立法設立で地球温暖化を止める CO2-25%削減は、日本が世界に対して約束したマニフェストである。よって世界共通の目的を達成するための大義名分のために立案、協議実行する基本となるものである。</p> <p>②エコポイントの集約性は経済活性化の活路となる 活性化産業が急速に集約化する中において、ポイント&amp;マイルージ部分については集約化が進んでいない。最大の理由は発注主体企業等がなるべく権利を行使しない期限付きで失権するに外ならない。現在の経済界においては新しい形態のイノベーションの実施に事業発達のキープポイントとも置かれている。弊案が政府経済政策においては、現在又将邦において1000ポイント単位のクーポン又はネット上においての決済等を通じて経済流通上ポイント企業を通貨として利用すれば、昨年発行のグリーン家電エコポイント-エコカー補助金-住居関連エコポイント等の合計は約9000億、専門業者の団によれば約4倍の3兆6000億の経済効果効果と見られている。</p> <p>③現在政府が求めているものは、内需拡大の策である 現在実行中の予算中のポイント部分統一化を計る事によって、全国民に対してシンプルで分かりやすく、新たな形態の経済方針が示されたとする。本事業の推進によって、企業各社もエコ協賛ポイントを発行する様にすると考えられる。いずれにしても、国民に対して、夢と希望とロマンを与え、感動・感激・スリルが口コミで広がり、国民の中へファッション的な経済思想を植えつけることが最大のテーマであると思う。</p>	Ⅱ	Ⅱ	エコポイント宝くじ エコポイント宝くじは、環境配慮製品などを対象としているところである。地球温暖化防止や経済活性化という本提案の目的に照らせば、環境配慮製品それ自体を交換商品とすれば足りるに足りるに、むしろに射撃心を醸成するものを交換商品とするための特別立法に特殊の必要性は認められないと考える。	1058010	神戸商工会議所、福井県 商工会議所	福井県	経済省 法務省 経済産業省 国土交通省 環境省	